

様式第 6 号 (第 1 7 条)

会 議 録

会議の名称		令和 6 年度 第 1 回春日部市国民健康保険運営協議会		
開催日時		令和 6 年 5 月 2 1 日（火）	開 会	午後 1 時 3 0 分
			閉 会	午後 2 時 1 5 分
開催場所		春日部市役所コミュニティ棟 1 階 ひだまりホール		
議長(会長等)氏名		会長 山崎 進		
出席者	委員氏名	(出席人数：1 2 人) 野村 三男、松永 彰、小谷野 茂、高橋 清哲、三宅 洋、山崎 進、鬼丸 裕史、栗原 信司、大野 とし子、工藤 敦智、増尾 猛、池田 真一		
	説明者 その他	(出席人数： 0 人)		
	事務局	(出席人数： 7 人) 健康保険部長 松本 英彦 健康保険部参事兼国民健康保険課長 村田 政彦 収納管理課長 添田 友則 国民健康保険課国保給付担当主幹 小山 里佳 国民健康保険課国保税担当主幹 大和田 潤 国民健康保険課国保給付担当主査 佐藤 恵美 国民健康保険課国保給付担当主査 江原 宏紀		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		1. 春日部市国民健康保険税の税率改定について 2. 春日部市国民健康保険税条例の一部改正について 3. 令和 6 年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)(案)について (公開) 4. 令和 6 年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)(案)について (公開) 5. その他		
一部公開・非公開の場合はその理由		☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：		
配布資料		・ 資料 1－1、春日部市健康保険の現状について ・ 資料 1－2、埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）（抜粋） ・ 資料 2、専決処分の承認を求めるについて ・ 資料 3、令和 6 年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算		

	(第1号)(案)について ・ 資料4、令和6年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)(案)について 以上
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名の指定	春日部市国民健康保険に関する規則第5条第2項により会長が指名

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	【開会】 委員総数 16 名中 12 名の出席。過半数に達しているため、「春日部市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 3 項の規定により、協議会成立。 また春日部市情報公開条例第 27 条の規定により公開。傍聴の希望者なし。
会 長	【会長あいさつ】
事務局	【新委員紹介】 第 4 号委員、被用者保険等保険者代表委員の、工藤 敦智 委員。 同上、池田 真一 委員。 任期は、令和 8 年 2 月 8 日まで。 【事務局職員自己紹介】 会議に入ります。会議の議長は、春日部市国民健康保険に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、山崎会長にお願いいたします。
議 長	【署名委員の指名】 会議録署名委員に栗原委員と大野委員を指名。 国民健康保険運営協議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関であるため会議公開を原則のため「公開」。 【議事】 議事（１）、「春日部市国民健康保険税の税率改定について」事務局より諮問の申し出があったため、説明願います。
事務局	〈諮問書の読み上げ・提出・写しの配付〉
議 長	議事（１）、「春日部市国民健康保険税の税率改定について」の審議に入ります。事務局より説明願います。
事務局	〈事務局説明・事前質問の回答〉
議 長	質疑などのある方は挙手をお願いします。
委 員	税率の答申を決定していくスケジュールはどのようになっていますか。 また、一人あたりの医療費が 4 パーセント程度上昇すると仮定して試算とありますが、4 パーセントの根拠はなんですか。

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	1 点目のスケジュールにつきましては、8 月に予定している次回の運営協議会において、具体的な資料及び事務局案等を示した上で審議をお願いしたいと考えております。 なお継続審議が必要とされた場合は、10 月にもう一度運営協議会を開催させていただき、引き続き審議をお願いし、その後、11 月に開催予定の運営協議会にて、答申をいただくというスケジュールで考えております。 2 点目の医療費上昇率 4 パーセントの根拠につきましては、令和 2 年度から令和 4 年度の増加割合を平均した結果、4%となったものです。
委 員	財政状況を改善するにあたって、歳出の削減はどのように考えていますか。
事務局	財政状況の改善方法としまして、税率改定の他に医療費削減のため、ジェネリック医薬品の使用促進や特定健診の推進、保健指導による病気の予防によって歳出の削減を図っていきたいと考えております。
委 員	ジェネリック医薬品の使用率などが下がっているようですが効果はあるのですか。
事務局	ジェネリック医薬品の使用率は低い方だと思っておりますので、そこを増加させていけたらと考えております。
議 長	以上をもちまして、議事（1）を終結します。 【議事】 議事（2）、「春日部市国民健康保険税条例の一部改正について」事務局より説明願います。
事務局	〈事務局説明・事前質問の回答〉
議 長	質疑等のある方は挙手をお願いします。
委 員	低所得者にとって国保税負担は厳しいものとなっていますが、今後について国はどのような見解を示していますか。
事務局	具体的な見解は示されておりませんが、今後も、今回と同様に、経済動向を見据え、軽減判定所得の引き上げがあるものととらえております。
議 長	以上をもちまして、議事（2）を終結します。

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	【議事】 議事（３）、「令和６年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（案）について」事務局より説明願います。 〈事務局説明・事前質問の回答〉
議長	質疑等のある方は挙手をお願いします。
委員	今回、保険税率を据え置いたことは評価できます。今後も収支不足が生じた際は、一般会計からの繰り入れが必須だと考えていますが、どのように考えていますか。
事務局	現状では、歳入が不足する場合は、法定外繰入に頼るしかないと考えておりますが、令和９年度の保険税水準の統一に向けて、令和８年度末までに法定外一般会計繰入を解消することが求められております。 そのため、税率の改定を進めるとともに、どうしても不足する部分については、法定外繰入金で補てんをしながら、徐々に運営状況の改善を図っていくしかないものと考えております。
議長	以上をもちまして、議事（３）を終結します。
事務局	【議事】 議事（４）、「令和６年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）について」事務局より説明願います。 〈事務局説明・事前質問の回答〉
議長	質疑等のある方は挙手をお願いします。
委員	マイナ保険証を持っていない方への対応はどうなりますか。
事務局	今年の１２月２日以降は、被保険者証は発行されなくなりますが、これまで春日部市の国保に加入されていた方につきましては、有効期限まで使用できますので今年の７月に発送する保険証は最長で令和７年７月３１日まで使用することが可能です。 次に、有効期限経過後につきましては、期限が切れる１か月前頃までに被保険者証の代わりになる資格確認書を申請によらず送付する予定です。この資格確認書により、保険医療の受診が可能となるものです。 なお、１２月２日以降に春日部市に転入して、新たに国保に加入する場合や、

発言者	発言内容 ・ 決定事項
	会社の退職などにより国保に切り替える方につきましては、加入手続きの際に、資格確認書を交付します。
議 長	以上で、議事（４）を終結します。 【議事終了】
事務局	【事務局報告】 報告事項：第３期春日部市国民健康保険データヘルス計画及び第４期春日部市国民健康保険特定健康診査等実施計画について
副会長	【副会長挨拶】 【閉会】
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するため議長署名・委員署名する。 令和６年５月２１日 会 長 山崎 進 署名委員 栗原 信司 署名委員 大野 とし子	